

協同組合の未来にかかわる 根本問題と落とし穴

～協同組合の源流を問う
2016. 12. 3

協同総研 岡安喜三郎



1. 協同組合の源流を探る

- 21世紀に私たちが問われているもの
- 源流を探る二つの手法



21世紀に私たちが問われているもの

- 21世紀はあと80数年、今のような市場経済中心の資本主義がいつまで続くのかと、心ある誰もが思っている。仕組みは変えなければならない。国家規模であれ、地球規模であれ、格差の存在によってでしか存続できない資本主義の矛盾はすでに露呈しているからである。
- では何が問われるのか。それは国家を超えた株式会社型の市場経済か、地域主体の社会的経済および連帯経済か。我々はこの選択に馬券を買う姿勢ではなく、我々自身が社会にあって主体性のあるランナーとして。
- 主体的に協同組合とその運動は社会的経済および連帯経済の担い手になっていかなければならない。



源流を探る

- その問いに;
- 協同組合は、このままで良いのか？いつまで続くのか？ ならば、積極的に未来の協同組合のあり方から、今までの流れを問い直すべきであろう。
- そうすると、協同組合やその運動にかかわる問題や落とし穴が見えてくる。



2. 根本問題〈拝跪から自立へ〉

- 国内的には、農協などの協同組合とその制度に逆風（2014～政府の過度な介入）。
- 国際的には、モンドラゴンの**ファゴール**（2013年秋）、**イギリスの協同組合銀行**の破綻（2013年秋）があった。企業買収による拡大路線、無理な合併などによる破綻である。
- **社会的経済および連帯経済に位置づく協同組合のために、**二つの根本問題を提起する。
 - 1) 第一には、**国や社会と協同組合との関係、**
 - 2) 二つには**協同組合の経営論との関係**である。
- それは「拝跪か自立か」の選択である



国・社会と協同組合にかかわって

- 「**自主と自立**」: 1995年にせっかく“新たに設けたICA第4原則”から、協同組合の認可主義問題に想いが至らず
 - 私を含め、実践のリーダーと主体的研究者の‘汚点’ (Die Philosophen haben die Welt nur verschieden *interpretiert*, es kömmt drauf an, sie zu *verändern*.)
 - 「自主と自立」原則は、政府などと敵対する関係を作るものではなく、逆に建設的協力関係にとって必要な原則。
- 協同組合は、経済団体でありながら、構成員相互の対等性 (**自由・平等**)と共同で行う規範の定立 (**自治**)という市民社会の基本要素を備えている。この優位性を生かす。
- ILO (国際労働機関) 『協同組合振興勧告2002』は、ヨーロッパで定着していた“社会的経済の担い手としての協同組合”を強調した。



THE FIFTH
DISCIPLINE

借り物の経営論

[レイドロー報告]

日本協同組合学会 ● 訳編

- 伝統的な経営手法、経営論／借り物の経営論
 - 伝統的マネジメントとは、命令や権限、統制に依存するし、重要視されるのは力と権限である。
 - そのような経営手法なら、いつでも協同組合は、定款変更によって株式会社等に転化できる（という企業文化）
- しかし、「私たちのマネジメントの一般的体系は職場の人たちを破壊してきた」（デミング）との指摘は重い。これに答えられるか。
- 本質的な問い：「協同組合は、貧困という状況とのたたかいにおいて有効か？ 協同組合は、本当に貧しい人々の役に立っているのか？」（レイドロー、p.139）
- 深刻な弱点：「ほとんどの協同組合は、型にはまった雇用者以上のものになろうとはしていない」（レイドローp.142）

To subscribe to the free Crown business E-Newsletter,
e-mail: CrownBusiness@RandomHouse.com

→ 協同労働と社会連帯経営へ



3. 協同組合観に関する穴

- 1) 協同組合に**労働**は位置づくか。位置づいたら何が見えるか。
- 2) 協同組合は、**機能**で評価されるべきか。人間までも機能で考察すべきなのか。
- 3) 「何をするか」を当事者が主体的に**決定**できる仕組みになっているか。
- 4) ICAの協同組合原則は**内部組織運営の原則**で良いのか。



第一：協同組合に労働を位置づける

- 「一人は万人のために、万人は一人のために」
 - 思いを巡らすだけではダメ、力を寄せ合う。
- 協同組合で働く意味は、労働の性格は？
 - むかし労働政策論の教員から：「大学生協の労働は、人々の発達・成長を支援する労働」と言われて。
- 労協に来たら「良い仕事」が語られていた。

>>>> 実は、協同組合だけではないのでは

- その良い仕事：労働運動・労働組合運動一般の課題でもあるのでは。
- 良い仕事→様々な企業が、社会的経済および連帯経済の担い手に。その時の労働の役割。



第二：機能論ではなく存在論で、

- 協同組合は確かに経済行為の団体であるが、一般会社と異なり、人と人とのつながりによる社会的・経済的・文化的な総合的営みの中に位置する。
- 人は機能では生きておらず、誰もが“機能評価によって”その存在を侵されてはならない。
- 参加は動員の手段ではない。



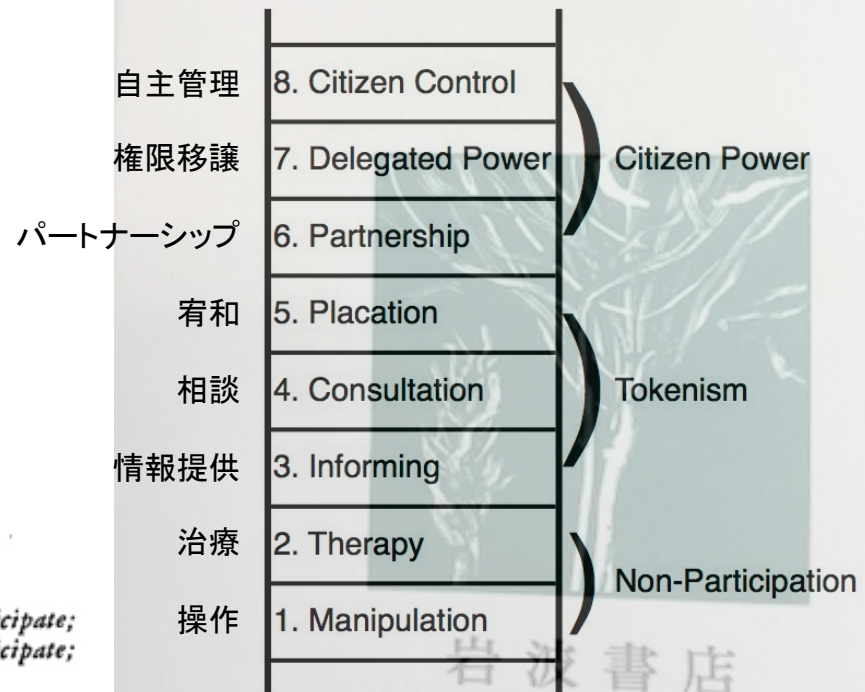
「賢明な統治者は統治の経済のためにむしろ市民の参加を歓迎する」(篠原一)

市民参加

篠原一著



FIGURE 1 French Student Poster. In English, I participate; you participate; he participates; we participate; you participate . . . They profit.



岩波書店



第三：当事者による「何をするか」の主体的決定

- 市民である組合員が主体となって市民のまま協同して事業・経営を行なうことにある。しかも住民として自分たちの生活や地域にこだわって
- この原理は、(法人)組織の大きさに依存しない。
 - 「小さくとも全体性を持つ」→地域の単位に。自治と連帯の仕組み
 - 現場を軸に、「自治と連帯」の組織が単一組織内で作られることが生命線。
- ワーカーズコープでは、それが「市民・住民が協同・連帯して仕事をおこすこと」
- 換言すれば、「協同労働の協同組合では当事者が組合員となって仕事をおこす。」



第四：運営の原則から運動の原則に

- 《定義》について
- 《価値》の部分
 - 「創設者たちの伝統を受け継ぎ」???
- 《第一原則》の「開かれた組合員制度」
- しかし、見直さなければならないことがある。



見直さなければならぬこと

- 協同組合原則を、“市民的に見直す”
 - 今の原則のままでは借り物の経営論が闊歩する
 - 「開かれた組合制度」へ
- 既存組織を前提とした《第一原則》からの脱皮
 - ① 現実の協同組合は「組合員のもの」と言えないこともないが、
 - ② 協同組合の仕組み・制度は、「みんな(市民・国民)のもの」である。
- 誰でもが「創設者」となる(歴史をつくる)ことができる仕組み・制度へと



「開かれた組合制度」は運動と連動

- 誰もが必要におうじて、仲間と協同組合を、法人として作ることができる。
 - ←既存組合からの支援。結社の自由の実効性。
- 市民は組合員として協同組合の歴史を作り、組合員は市民として他者と連帯・支援する
- 協同組合も本来そうだが、協同労働という働き方は、社会関係資本の形成に資するものであり、社会的基盤(社会的インフラ)として解明される。



ありがとうございました

